

岩手県告示第549号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 九戸郡野田村大字玉川第1地割字根井48の51・48の77・48の229（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、48の225から48の227まで、大字玉川第2地割字濱山63の231（次の図に示す部分に限る。）、63の133
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び野田村役場に備えておいて縦覧に供する。